

平成25年(ワ)第46号 損害賠償請求事件

原告 伊東達也 外821名

被告 東京電力株式会社 国

## 準備書面 (6)

平成26年1月9日

福島地方裁判所いわき支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺利孝

同 広田次男

同 鈴木堯博

同 清水洋

同 米倉勉

同 笹山尚人

同 渡辺淑彦  
外

## 第1 はじめに

1. 本準備書面は、本件事故による放射性物質の拡散により、各原告にもたらした損害（個別損害）を類型化することを目的とする。もとより、放射能被害が、原告ら（いわき市民）にもたらした損害は、実に多種多様なものであり、現時点においても、その被害の全容を把握することは極めて困難な状況にある。原告らの被った損害の中でも、本件訴訟では、個人に対する精神的損害のみを取り出して請求しているが、精神的損害の発生根拠事実のみを取り出しても、実に多種多様であって、原告らの意見陳述の機会を頂く中で、原告らからの詳細な聞き取りを進め、共通損害を類型化していくしかない。
2. 現時点ですべての損害を類型化することは困難であるが、現時点までに把握できている個別損害について、その代表的損害の類型を提示し、今後の意見陳述の必要性及び回数、個別損害の立証予定についての参考として頂きたい（詳細な立証計画については追って主張する。）。

## 第2 類型化の要素

多様な損害を類型化するための視点としては、現段階でも、以下の要素が挙げられる。

- 1 年齢的要素や妊娠の有無**
- 2 生活状況：健康状態、経済状態、家族形態、生活習慣など**
- 3 職業的要素**
- 4 地理的要素**

以下、それぞれの要素について詳論する。

1. 年齢的要素

放射性物質の拡散による被害は、各年齢に応じて、様々な影響を生じさせている。同じ「子ども」と言っても、乳児、幼児、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生など各年齢に応じて被害態様は異なる。

また、大人でも、若い女性など、これから妊娠を予定している女性も、他の一般の大人とは被害態様が異なる。

## 2. 妊娠していたか否か、事故後妊娠したか

本件事故当時、妊娠していたか、事故後妊娠したかによっても、放射性物質を恐れることについて、一般の大人とは精神的被害の程度が異なる。

## 3. 避難の際の生活状況

避難当時、どのような事情を抱えていたかによっても精神的慰謝料の程度は異なる。たとえば、自分自身や家族が要介護状態にあったか、身体または精神の障害があったか、重度または中程度の持病があったか、乳幼児の世話を恒常的に行っていたか、家族の別離・二重生活等が生じたか、移動回数が多かったか、避難するだけの金銭的余裕があったかなどもによっても異なる。

また、原告らの中には、世代や生活習慣により、家庭菜園を楽しんだり、釣りを楽しんだり、山登りを楽しんだりと、福島県の自然を堪能してきた原告も数多くいるが、放射性物質による自然環境の悪化は、これらの豊かな生活を奪ってしまった。

## 4. 職業的要素

どのような職業に就いていたかによっても精神的、経済的被害の程度は異なる。たとえば、農業・漁業などの第一次産業と、第二次、三次産業の違い。避難したくても職場を離れることが職務上許されない医療・介護職

員や消防、警察、その他の公務員。また、職業的要素にとどまらないが、教師、子育て世代の親のように子ども達を放射性物質から防護しなければならない立場の者も被害の程度は異なる。

## 5. 地理的要素

いわき市は、福島県の東南に位置し、総面積 1231.3 平方キロメートルの市である（2003（平成 15）年 3 月までは、面積日本一の市であった。）。太平洋に面した海岸線は南北に 60 キロメートルもある。一方で、常磐道から西側は阿武隈高地の山間部である。1966（昭和 41）年 10 月、5 市（平市・常磐市・磐城市・内郷市・勿来市）4 町（遠野町・小川町・四倉町・久之浜町）5 村（田人村・好間村・三和村・川前村・大久村）による大合併により誕生した市であることも相まって、同じ市の中でも、福島第一原発からの距離や地形という地理的要素によって、放射性物質の飛散状況、放射線量の分布やホットスポットの存在など、放射能被害の程度も異なる。

## 第 3 地域力低下による損害という視点

放射性物質による汚染により、有意な人材がいわき市から流出したり、いわき市に来なくなったり、企業が機能を他に移転したり、農業、漁業などを中心に産業の低下が起こったり、犯罪の温床になってしまったりするなど、地域力の低下の視点も、地域に発生している損害の性質とその類型化を考える上で重要である。

## 第 4 住民の分断という視点

形式的な地域割により賠償にあまりに差があることは、地域の軋轢を生

み、住民の心に目に見えない負担を与え続けていることも、二次的被害として重要である。

## 第5 初期避難選択の可否に伴う損害の類型化

事故直後の時期において、原告らはそれぞれが置かれた条件により、初期避難の選択が可能であった被害者と、それが実施できなかった被害者に分かれた。このような視点から、現時点で想定できる被害について、以下の通り、類型化を試みる。

### 1. 初期避難を選択した原告らの状況

#### 一 情報不足の中の初期避難の実施とその恐怖体験

- (1) 被告東京電力は、本件事故の発生当初の時期に、いわき市の住民をはじめとするいわゆる自主避難等対象地域において、自らの置かれている状況について十分な情報がない中で、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉建屋において水素爆発が発生したことなどから、大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した住民に対する賠償として、大人1人当たり8万円のみを賠償を行っている。その賠償の中には、①自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛以外に、②自主的避難によって生じた生活費の増加費用や③避難及び帰宅に要した移動費用なども含まれているという。また、被告東京電力の説明によれば、この8万円のうち、半額に相当する4万円が精神的慰謝料に相当する損害であると説明しているようである。

(2) しかし、この4万円という精神的慰謝料の賠償金額の設定は、放射能という恐怖から、自らの命、家族の命を守るために、ほとんど情報も無い中で、急遽避難を余儀なくされたことに対する精神的損害としてはあまりに低額に過ぎる。初期の混乱期における避難の実態がいかにか苛酷なものであり、到底4万円などではカバーできない損害であったことについて、今後可能な限り多くの原告らの陳述書及びアンケートを提出する予定である。

## 2. 初期避難が出来なかった原告らの状況

### －放射線被ばくへの恐怖・不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合の損害

(1) また、避難をしたくても避難出来なかった住民への精神的慰謝料としても、1回限り4万円という金額の賠償は、あまりに低額な賠償額である。滞在者は、目に見えない放射能の恐怖に怯えながら、窓を閉め、換気扇を閉じるなどして、生活を余儀なくされた。放射線被ばくへの恐怖や不安に苛まれ、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続することが阻害されたことは明らかであった。ガソリン、食料、支援物資を積んだトラックが、放射能の恐怖からいわき市には入って来ず、また、入って来てもそれが適切に配布されず、長期間、いわき市民は欠乏状態の中で放置されたのである。

(2) 放射能の恐怖があっても、屋内にばかりいることも出来なかった。生きていくためには、食料の買い出しや、飲み水も必要であった。当時は、いわき市内のほとんどの地域で断水しており、給水車などに長時間並んだ上で生活用水を手に入れざるを得なかった。屋外に長時間並んで

いる間の被ばくについて、現在も健康被害についての心配は絶えない。  
また、子どもを外に出してしまったことで、無用な被ばくをさせてしまったという後悔の念に苛まれている原告も多数いる。

- (3) このような精神的苦痛を慰謝する金額として、一般大人1人あたり4万円という賠償額は、あまりに低額すぎると言えよう。原告らの受けた精神的損害の実態を明らかにするため、今後、陳述書やアンケートを提出するとともに、原告代表者の本人尋問の申請を行う予定である。

### 3. 避難者と滞在者との間に区別をつけることは出来ないこと

- (1) 上記自主的避難者の損害も、上記滞在を余儀なくされた者の損害も、自主的避難等対象区域内の住居に滞在することに伴う放射線被ばくへの恐怖や不安に起因する損害であることに変わりはない。この点、平成23年12月6日付中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）においても「自主的避難者か滞在者かの違いにより金額に差を設けることは公平かつ合理的とは言い難い。」として同じ取り扱いをしている。
- (2) もっとも、自主的避難者の精神的損害も滞在者の精神的損害も、到底4万円などで評価できるような損害ではないことは前述のとおりである。

### 4. 自主的避難を実施した者の避難中の精神的損害

- (1) 避難先での差別

原告らの中には、自主避難の避難先でも様々な差別を受けた者がいる。たとえば、「スクリーニング検査をしなければ、ホテル等を利用されては困る。」などと言われたり、ガソリンスタンドの洗車の施設の利用について、「いわきナンバーの車についてはお断り」などと書かれたり、

駐車場の利用について近所から、「いわきナンバーの車を駐車するのは止めてほしい。」と苦情を言われたりなど、差別的な扱いを受けた原告も数多くいたのである。

(2) 親戚宅での軋轢

原告らの中には、金銭的に、ホテルや旅館にて避難生活を長期間続けることは出来なかったことから、親戚宅等に避難した者が多かった。その間の避難生活におけるストレスは非常に大きかった。一つ屋根の下に、いくら親戚であっても長期間暮らすことは、お互いに多大なストレスがかかるものである。ライフスタイルの違い、水回りの共同利用に伴う気遣いなど、避難した側も、避難を受け入れた側も、強いストレスを感じ、長期間の避難を継続することは出来なかった。また、親戚宅などに多額の謝礼金を置いてきた避難者も多い。

(3) 経済的に困窮し避難を継続したくても継続出来なかったこと

原告らの中には、避難をしたものの、居住地以外に伝手もなく、また避難するためのお金も無くなり、避難の継続が出来ず、いわき市内に帰らざるを得なかった者もいる。

(4) 困難な状況のもとでの避難

原告らの中には、家族が要介護状態にあったり、身体または精神に障害があったり、重度または中程度の持病があったり、懐妊中または出産直後であったり、乳幼児の世話をしていたり、家族が別離になったりなど困難な状況で避難をしなければならない者が多数いた。



## 第6 初期の混乱期終了後も継続的な精神的被害が継続的に続いていること

放射性物質の拡散は、本件事故前のいわき市の生活環境を大きく変えてしまった。「平穩に生活を送る」という当たり前の権利が享受出来なくなってしまったのである。

### (1) 原告らに共通する損害

#### (ア) 被ばくしたことについての精神的損害

原告らはすぐに避難できたわけではなかった。放射性物質の拡散による影響のため、物資が欠乏し、ガソリンが入って来なかった。いわき市民は、すぐに避難したくてもすぐには避難出来なかった。その間、買い物、水汲みなどで、少なからず被ばくしたことは否定できない。

被ばくの将来的な影響について定説が無い中で、何を信じて良いか分からない状況が現在でも続いている。今後も、この言いようも無い不安の中で生活を送らなければならない。

体調の変化、病気、さらには鼻血や倦怠感などがあれば、常に、被ばくしたこと、そして、現在も低線量被ばくに晒されていることとの因果関係を疑わざるを得ない精神状態に置かれ続けている。まさに継続的な被害を受け続けているのである。

#### (イ) 外部被ばくの危険による精神的負担

いわき市内にも、特に線量の高いいわゆるホットスポットが存在している。しかし、どこにホットスポットがあるかは分からない。水や風の流れによってホットスポットは常に変化する。原告らは、目に見えないホットスポットの恐怖の中で、生活を余儀なくされているのは、継続的な被害である。

(ウ) 内部被ばくの危険による精神的負担

現在、原告らは、内部被ばくに対する可能な限りの防護をしながら生活することを余儀なくされている。原告らの中には、県内産の野菜などを購入せず、他県産の野菜を購入したり、他の地域から米を取り寄せたりしている者も多い。浄水施設のヘドロから放射性物質が見つまっている状況の中で、水道水に絶対的安全、安全という信頼を寄せることが出来ず、ミネラルウォーターを継続的に購入している者もいる。飲食物からの被ばくを常に気にしながら生活を送らざるを得ない状況が続いている。

(エ) 未だに安定しない福島第一原子力発電所近くで居住を続けることに対する精神的負担

準備書面(3)でも明らかにしたとおり、現在に至っても福島第一原子力発電所は安定していない。地震、台風などの自然災害や廃炉工程中の事故により、いつ大量の放射性物質を排出するかも分からない状態が続いている。また、放射性物質を大量に外部に放出するような事態となれば、いわき市は、真っ先に避難を余儀なくされる地域となってしまった。原告らいわき市民は、そのような危険性と常に隣り合わせで生活を送ることを余儀なくされているのである。さらに、汚染水問題も大きな心理的負担となっている。今後、このような精神的負担が、放射性物質が除去されるまでずっと続くのである。

(オ) 生活の質の低下による精神的負担

放射性物質による環境汚染は、今までのいわき市の豊かな生活を一変させてしまった。里山の自然を堪能したり、山でキノコ・山菜採りを楽

しむ機会も無くなり、水遊びや海水浴を行うことを躊躇せざるを得ない状況が続いている。海釣りや川釣りなどをすることも制限されている。自然と一体となって暮らすという田舎ならではの生活の質が低下してしまっている。家庭菜園を楽しんだり、庭の季節の果物を採ったりすることもできず、それらの物々交換を通じて、地域の良好なコミュニティまで奪われてしまった。

(カ) 賠償の不平等から生ずる地域間の分断による軋轢と精神的負担

現在、避難指示区域内の住民の多くがいわき市内で避難生活を送っているが、居住地域の僅かな違いにより、賠償金の額があまりに異なり、賠償における不公平・不平等さが、新たな差別や住民間の軋轢を生み、平穏に生活する権利が奪われている。賠償の多寡を巡り、地域間の対立が生じてしまっているのである。金銭賠償の不公平や不平等さは、人間関係にも影を落とし、二次的被害とまでなっている。

(キ) 廃炉、除染作業などに従事する作業員らの流入による地域社会の変化

本件事故の終息作用のために全国から多数の作業員がいわき市などに全国から流入している。そのために、一部では治安の悪化なども見られ、平穏に生活する権利が二次的に侵害されている。

(2) 子どもの損害

本件請求にあたり、原告の類型を、①一般、②妊婦、③子ども1（震災時に既に生まれていた子ども）・子ども2（震災後に生まれた子ども）に分け、それぞれの請求額に違いを設けている。少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識さ

れていることから、通常時より相当程度高い放射線量による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くことについては、一定の合理性を認めることができることは疑いない。

一口に、「子ども」と言っても、その年齢層により、被害の現れ方について大きな相違がある。

(ア) 幼児期の子どもは、外にでて遊ぶという機会を奪われている。

子育てをする上で、外にでて、出来れば公園などを裸足で駆け回り、また、川や海などに連れて行き、そこで自然を体験させることが子どもの情操教育の上で重要である。どんぐりや葉っぱを拾ってきて、遊びから、様々なことを学んでいくのである。このような情操教育の充実が、地方で子育てをするの特権であった。ところが、放射線の被害により、幼児期を中心に、外での活動が著しく制限されてきた。子どもの成長にとって、非常に大切な時期に、屋外での活動が制限されてしまったのである。子どもにとって大きな教育の機会の喪失であると同時に、外遊びを制限しなければならない、親や教育に携わる者にとっても大きな精神的ストレスを生んでいる。

(イ) 小学校の高学年は、体を作る上で大切な時期である。この時期の体力の増強が、中学校で部活動が出来る体を作り、さらには、一生の仕事に堪える体を形成していくのである。このような時期に外遊びを制限されたことで、短期的には、肥満の子どもが増え、さらに運動能力の低下もみられる。外遊びを制限せざるを得なくなったことで、外で遊ぶよりも、家の中でゲームなどをして過ごす機会が増えてしまい、運動不足やゲーム癖などの弊害が見られる。

(ウ) 中学生や高校生の場合も、外での体育や部活動を制限せざるを得ない環境に置かれた。平成 23 年度についてはプールの授業を実施出来なかったし、屋外での活動については、保護者の了解を貰って行わざるを得なかった。その後も、屋外での活動やプールの授業などについて保護者の意見を聞いて行わなければならない、体力を増強する大切な時期に、その機会を制限せざるを得なかった。

(エ) また、放射性物質による影響を懸念し、いわき市を離れ、別の土地で暮らすことにした家庭の子ども達が出て来ており、離れた子どもも、残された子どもにも、お互いに精神的負担を強いている状況にある。

(オ) さらに、今まで家族を連れて転勤をしてきた人も、家族を連れてこなくなったり、外国からの交換留学生も来なくなったりと、外部の子ども達との交流の機会が少なくなっており、お互いに刺激し合う機会と環境とが失われつつある。

### (3) 妊婦の損害

大量の放射性物質の放出による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことは、年齢等を問わず、一般の大人であっても当然のことであるが、妊婦の場合は、放射線への感受性が高い。平常時でも「健康な子供が産めるか」とナーバスになっている妊婦の場合、その被害は一層深刻なものがある。

さらに、妊娠時に少なからず被ばくをし、胎児に被ばくをさせた可能性があることは、その後の子育てにおいても大きなストレスとなっている。

低線量汚染地域という環境の中で妊娠し、出産に臨む妊婦も、不安を抱

きながら出産に臨んでいるのである。

#### (4) 高齢者世代の損害

(ア) 高齢者の原告の中には、子ども達や孫達のために、作物を一生懸命作ってきた人も多い。今、そのような作物を喜んで食べてくれる人がおらず、生きがいを失ってしまっている原告も多いのである。果物やキノコ、筍、山菜などを、事故以来廃棄処分している原告もいる。

(イ) また、高齢者の原告の中には、子ども達、孫達との定期的交流を楽しみにしてきた者も多いが、本件事故以来、孫達を連れて帰省をする機会も減ってしまい寂しい思いをしている。逆に、自分たちの方で、都会に出ている子ども達、孫達に会いに行かなければならず、その費用の増大している。

(ウ) 高齢者の原告の中には、自らの家業を継いでほしいと思っていた者もいるが、本件事故の発生により、家業をこの先続けていけるのか否か不透明となってしまって、家業を継いでほしいとは言えなくなり、自分たちの代で断念せざるを得ないと考えている原告もいる。

(エ) 特に高齢者の原告の中には、山菜採り、川釣り、海釣りなどのレジャーを楽しんできた者もいるが、そのような機会も奪われてしまっている。

#### (5) その他

(ア) 職業的属性に伴う精神的負担の増大

いわき市の農業は、風評被害も相まって、多大な被害を被っている。農業被害は、単に逸失利益のみを賠償されれば足りるというものではない。農業は、先祖代々受け継いできた土地で、土づくりをし、創意工夫

を凝らして自慢の作物を作るのである。そしてそれを喜んで待っていてくれる消費者の存在が、農業に対する生きがいとなるのである。大規模農家ではなく、子どもや孫、親戚などに差し上げるために、小規模に栽培している農家の場合、特にその傾向が強い。作っても喜ばれない作物を作ること、放射性物質が検出されたために、せっかく作った作物を処分しなければならない際のせい金的負担というものは、通常の精神的負担とは異なる負担である。

また、いわき市は海の町である。しかし、現在も汚染水は垂れ流され、福島県沖では漁業は再開できない状況にある。漁業や漁業の周辺産業に従事している者の精神的負担も計り知れない。

単に営業損害だけでは評価尽くせない、職業に伴う個人の精神的損害が生じている。

#### (イ) 家族の分断による精神的負担

本件事故が原因で会社に移転してしまったりしたために、原告らの中には、家族が離れ離れで生活を余儀なくされている家庭もある。

また、いわき市が低線量汚染地域になってしまったことで、今後の進学や就職は、この地域の離れ、県外に進学先や就職先を求める若者も増えてしまっている。今後の人材の流出による家族の分断が一層助長されるという悪循環になりかねない。

## 第8 意見表明機会の確保の必要性

1. 本件のような集団訴訟においては、現実問題として、訴訟を進行させながら、各原告の損害を明らかにし、損害の類型を確定しなければなら

ない。

2. 現在まで、被害総論（伊東達也原告団長）、妊婦が置かれた被害（原告白土志麻）、地域生活の変貌（原告草野一浩）、避難生活の苛酷さ（原告高野章子）、農業従事者の被害（原告園部晃）、避難出来なかった者の被害と家族の分断、いわき市の環境汚染の実態（原告渡辺義郎）、いわきの豊かな暮らしの喪失（原告長谷部郁子）、孫らとの交流断絶と趣味などの機会の喪失という高齢者の被害（原告佐藤三男）などの意見陳述の機会を頂き、その結果、損害の類型化がある程度進んできたと言える。
3. 今後、第3回意見陳述では、子どもの損害、教育における損害を中心にやりたいと考えている。また、今後、いわき市内のホットスポットの存在による生活悪化の状況、いわき市の里山の喪失状況などの意見陳述も予定している。

今後の意見陳述であるが、少なくとも、（1）地域間における損害の現れ方の違い、（2）避難時、滞在時の苛酷な状況（家族が要介護状態にあったり、身体または精神に障害があったり、重度または中程度の持病があったり、懐妊中・出産直後であったり、乳幼児の世話をしていたり、家族が別離になったりなど困難な状況）での避難体験、（3）職業による損害の現れ方の違いなどについて、意見陳述を行いたいと考えており、そのような機会を頂きたい。

このような意見陳述の機会を頂くことによって、損害の類型化が進むことをご理解頂きたい。

以 上